

(電子メール施行)  
高第 1905 号  
令和 4 年 12 月 6 日

各高齢者施設等の管理者 様

兵庫県福祉部高齢政策課長

### 退院患者の介護施設等における適切な受入に関する取組の徹底について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進及び感染症防止対策に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が再び増加傾向で第 8 波に入ったと見られ、季節性インフルエンザとの同時流行も懸念されている中、適切な療養環境の確保に向け、令和 4 年 12 月 1 日厚生労働省事務連絡により退院患者の介護施設における適切な受入等について取組が求められています。

このことについて、改めて下記のとおりお知らせしますので、適切に対応いただきますようお願いいたします。

#### 記

- 退院基準を満たす場合、介護施設で適切に受入を行う必要があります。(別紙参照)
  - ・退院基準を満たし退院した者を、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして入所を断ることは、受入拒否の正当な理由には該当しないこと。
  - ・当該退院者の病状等その他の理由により適切なサービスを提供することが困難な場合は、個別に調整を行うこと。
  
- PCR 検査等での陰性が確認できないことを理由に、退院患者の受入を拒むことは、上記の正当な理由に該当しません。

※ 新型コロナウイルス感染症患者で人工呼吸器等による治療を必要としなかった者については、発熱等の症状が出てから 7 日～10 日程度経つと感染性は急激に低下し、検査で検出される場合であっても感染性が極めて低いことがわかっているため、検査結果によらず退院可能とされ、退院に当たっての検査は必要ありません。(R3. 3. 5 付け国事務連絡)

- 退院患者受入の際には、介護報酬上の特例的な評価や、県による退院受入等支援補助など、退院患者受入の際の支援策を積極的にご活用ください。  
(R4. 6. 27 付け県高齢政策課長通知) <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/20220627tuuti.pdf>

高齢政策課介護基盤整備班(高年施設担当)  
e-mail : koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

## 新型コロナウイルス感染症患者の退院に関する基準

**【有症状者の場合】****(1) 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合**

次の①又は②に該当する場合

- ① 発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合
- ② 発症日から 10 日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後 24 時間経過した後  
に核酸増幅法又は抗原定量検査（以下「核酸増幅法等」という。）の検査を行い、陰性  
が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確  
認された場合

**(2) 人工呼吸器等による治療を行った場合**

以下の③又は④に該当する場合

- ③ 発症日から 15 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合
- ④ 発症日から 20 日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後 24 時間経過した後  
に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以  
後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

※ ただし、③の場合は、発症日から 20 日間経過するまでは退院後も適切な感染予防策  
を講じるものとする。

**【無症状病原体保有者の場合】**

以下の⑤又は⑥に該当する場合

- ⑤ 発症日から 10 日間経過した場合
- ⑥ 発症日から 6 日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検  
査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

※ 作成に当たり、次の国通知等を参照した。

R3.2.25 付け国通知 <https://www.mhlw.go.jp/content/000745527.pdf>

R3.3.5 付け国事務連絡 <https://www.mhlw.go.jp/content/000749806.pdf>